

研究通信

No. 149
1987年7月 刊
村落社会研究 会
村事慶應義塾大 学
慶應義塾大 学
経済山 隆
高港区三田 2-15-45
TEL. 03 (453) 4511

関西・東海地区研究会

日時 一九八七年六月三日(土) 午後一時—五時

場所 同志社大学徳照館一階会議室

出席者 岩崎信彦、北原淳、清水由文、高木正朗、

中道仁美、松本通晴、山本正和、脇田健一

今回の研究会では、つぎの二つの点で研究会の特徴を持たせようと考えた。

その一つは、村研のテーマ「土地と村落」の問題をアジアの国に拡げて比較の観点をとった場合に、どのように日本の村落は特徴づけられるのか。北原報告はそのばあいの第一の出発点を与えて呉れる。

第二には、さきに『研究通信』第一三七号(一九八四年六月)に掲載されている中野一新氏の報告「農地政策の展開と土地問題」が京都府南部(都市近郊地域)の農村の土地問題を扱っており、今回はその継承となる内容を用意することであった。それには高木報告がふさわしいものであった。

タイの土地と村落を考える

— いわゆる「本源的所有」をめぐる —

北原 淳

一、日タイ比較はなぜ困難か？

最近の村研の課題報告の中のいくつかに「本源的所有」をめぐる議論がある。本報告ではタイの土地制度を手がかりにして、「本源的所有」の多様性とわが国の特殊性を検討するための糸口としたい。

まず第一に、「土地と村落」という枠組は日本の特殊性をもった枠組であって、タイにおける土地の保全や生産的利用という課題を考える際には直接役立たない、ということを目指したい。たしかに同じ東南アジアでも地域によっては、わが国の自然村との比較が可能なジャワのような場合もある(高橋明善「村落社会研究のための基礎考察」北川・蓮見・山口編『現代世界の地域社会』有信堂一九八七年)が、このジャワの村落もその基礎に後述のタイのような特徴をとどめているという主張もある。

最近の比較共同体研究の諸成果は、「アジア的共同体」の特徴について次のような指摘をしている。第一は、マルクスの想定した「東洋的形態」が一定の歴史的発展の産物であって、源初ではない、という点である。源初の共同体は焼畑耕作段階に典型的で、数戸の小集落と土地の自由な個別占有、利用にもとづくものであった。しかしそれがある特定の条件のもので大集落化し、共同所有、共同規

制を強めた場合が、いわゆる割替共同体である。さらに政治権力が割替制を耕作強制に転化した場合もある(以上、小谷汪之『マルクスとアジア』一九七九、同『共同体と近代』一九八二、桜井由躬雄「東・東南アジアにおける割替性の分布と展開」(科研資料)など)。

第二は、アジア的共同体が家族制度に由来して成員の無制限収容(いわゆる「実質的平等」)の傾向をもつ点が注目されている点である。たとえば東南アジアの村落はわが国の村落とちがい、均分相続制も手助って、二、三男も正式成員として認めるが、これが低所得の過剰人口の滞留の一因となっている(滝川勉編『東南アジアの低所得層』一九八二)。またロシアのミール共同体は、ドイツのフリー原理のゲルマン共同体とちがい、世帯を構成する二、三男にも広く割替権を開放し、世帯を構成する者すべてを正成員にする「実質的平等性」をもっていた(肥前栄)『ドイツとロシア』一九八六)。わが国の近世村もアジア的共同体とはちがい成員限定的、従って階層秩序的傾向をもつ、とされる点はとくに注目される。

第三は、わが国の近世村落の成員権が法制的に作り出されたものである(古くからある主張だが、最近ではたとえば、蓮見音彦「行政村としての自然村——日本農村社会論の再検討」前掲北川ほか編所収、長谷川善計「日本の家と同族団」『社会学雑誌』四一九八七、など)。わが国の近世村がイエの成立を機にアジア的共同体の実質平等的性格を失ったことがあらためて確認された、といつて良い。

以上の比較共同研究・家族史研究の諸成果に照らしてみると、タ

イの伝統的土地制度には、「アジア的共同体」の源初的形態である、割替制度以前の、焼畑耕作段階的な土地の自由個別占有(レヴィンスキの「無所有状態」)と家族と村落の流動性が顕著にみられるのに対して、日本の近世村は、「アジア的共同体」とはちがう性格をもつ。そしてこのような伝統的な土地と村落のあり方がタイと日本の現在のそれを規定しているのである。両者は一見、どちらも小農により構成される村落である、としてもその歴史的性格の落差はきわめて大きい。委員より両国の比較をテーマに報告せよ、と言われた時、困惑したのは以上のような理由による。東南アジアの村落とわが国の村落が直接比較の対象にならない以上、タイの土地と村落のあり方を報告しても、それがわが国のそれに対して直接寄与することは、残念ながら、きわめて少ない(沖縄の村落が媒介項となる可能性はある)。

二、タイの土地と村落

(一) 伝統的土地所有の特徴

タイ族の中でも雲南やベトナム西北に住む山間盆地のタイ族は、小国家(ムアン)の形成と人口増加の過程で焼畑的自由占有の段階から割替共同体へと展開した。しかし現在のタイの国土(およびラオス)に定住したタイ族は、広大な未耕荒蕪地に恵まれたため、長らく焼畑段階の土地占有と村落形成の特徴を持続させてきた。もちろん、そうはいっても政治支配の核心部の畿内地方では農民からの夫役・貢納収取制度が発展したのであり、農民的保有権の形成と政治支配のそれへの寄生があった。収取組織の末端の下級役人は在村し、農民との保護し被保護のパシオナルな関係を結んだとされる。

こうした核心部の状況を周辺部にまで規定するのはまちがいがだが、周辺部の、政治支配から相対的に自由な「共同体」状況を一般化するのにもまたゆきすぎである（最近翻訳されたチャティブ・ナートスパー『タイ村落経済史』 井村文化事業社、は後者の単純化をおかしている点が問題点のひとつである）。

碩学ロベール・ランガの有名な『タイ土地制度史』（右訳書末尾に部分に訳あり）は、アヌタヤ時代（一四一―一八世紀）の伝統的土地制度の特徴を、国王による全国土の所有体制とその下での臣民の土地の権利の脆弱さ、としてとらえている。しかしこのランガの説は「国家最高地主説」の適用にすぎない。私見では臣民の土地の権利の脆弱さ（すなわち利用しない土地は所有できない＝利用と所有の一致、利用を前提とする限りでの数年間の占有の保障慣習）は、国王に所有権が集中したというより（それはイデオロギーにすぎない）、広大な未耕荒蕪地の存在を前提とした粗放的で移動耕作的な農業（稲作も含めて）に自然な「本源的所有」のあり方が反映されたもの、とみるべきだと思う。またつけ加えるなら、すでに保有の確定した土地は争いがなかったのに対し、開墾地では保有権が未確定なため「シキマキ」や利用権侵害のような争いがおき、その争いの判例が法典中の条文として残った、とも考えられる。

（二）デルタ下流部の開発と村落の形成

一九世紀松のデルタ下流部の水田化と村落の形成は、外的には周辺部の植民化とモノカルチャーにともなう食糧不足を補う米の輸出を原因とするが、内的には農民身分の一元化と従属身分農民の開放つまり均一的小農体制の確立（チャクラー改革の一大要素）に由来

していた。デルタ下流部の広大な荒蕪地は、このような状況下で、あたかも源初の開墾時代の自由な土地占有が再現された感があった。本報告ではこのような連続面を文化パターンとして強調するが、くり返せば、この過程で開墾を行った「自由な農民」は農民解放という一定の歴史的産物であり、彼らの形成した「自然村」も行政の末端として把握されていた。この点を忘れて、「開墾による自然村の形成」を過度に強調することは歴史の無視にすぎない、ということをも明記したい。

バンコク西方六〇キロにあるナコンパトム県の一農村（行政組織の末端としてのムー・バーンで戸数約二二〇戸）は一八八〇―九〇年代に草わけが定着してできたむらである。一九一〇年頃の村の中をみると少くとも四つほどの小集落（ムーンまたはバーン）である。この小集落は戸数は一〇戸未満であり、数戸の親子世帯、兄弟世帯からなる複合的家族（「屋敷地共住集団」）を中心的要素としていた。この小集落は規模からいうと、開墾時代の村落、ゲルマンのヴァイラーにほぼ等しい。このムーのうち最古の草わけの住むムーは、隣接のもう一人の有力草わけの住むムーとともに、むらの最良地（二キロ四方ほど）を漠然とした領域として確保していたもようである。おそらく最古のムーの草わけがまず自分の身近な人々（親族、友人のグループでタイ語のバック・ブアック）と確保した土地に、知りあいのもう一人の有力草わけがかかわることを許されたのであろう。しかももう二つのムーの人々はそれぞれ二―三〇〇メートルはなれた場所に居住地を築き、耕地もその最良地とはなれた部分を占領、耕作した。

単数（場合により複数のムーの共同）のムーが漠然たる領域とし

て確保した土地内部では家族による個別占有・利用が行なわれた。この場合の「家族」とは親子世帯の複合体である「屋敷地住集団」である。独立した兄弟世帯間で複合的家族を形成し、土地の共同占有、開墾、利用を行なったかどうか、この村では不確かだが、有名なコーネル大のバンチャン村の例では、兄弟世帯は個々独立して占有、利用している（シャープ、ハンクス共著、『バンチャン』 第二、六章）。

以上要するに、土地の占取、利用については（一）ヴァイラー的小集団が一定の土地領域を確保し、（二）その内部で個別家族（おそらく「屋敷地共住集団」）の自由な占有と利用が行なわれた。これは、まさに焼畑段階の「アジア的共同体」の土地占有の伝統の再現である。ただし、すでに二〇世紀初頭は近代的土地登記制度と地券が導入され、その影響を受けていたので、利用せずとも占有権をもつ、という状況にあったとみられ、「本源的所有」は形骸化していた。

次に土地の相続状態を検討してみよう。前途の最古の草わけが確保し、中心的な二つのムーの中の家族が個別に占有、利用した土地は現在その三代目、ないし四代目に対する相続が進行している。タイの相続は男女均分制であり、また単系制の系譜意識が相対的に弱いため、相続関係は必ずしも単純な規則性を示さないが、それにもかゝらず、父母の土地の子供への相続の連鎖という形を通じて、草わけの土地は意外な高率性をもって三代、四代目の子孫に相続されている。その相続の規範的側面をみると、「先祖の土地を守るのは子孫の役目」、「子を守るのは親の役目」という理由付けがなされている。

夫婦各自の持参（相続）財産は夫婦別財であり、窮極的にはそれは夫婦各自の属する兄弟集団の共有財産である。そしてその共有観念は父母の霊の供養観念によって裏打ちされている、というのが兄弟関係を中心とした親族集団の土地保全の背後にある意識の構造である。従って両親から「均分相続」を受けた土地はこのような親族集団の規範の統制のもとにある（すでに淡い規範と化しているが）。

以上のようにタテの関係でも浅く、ヨコは兄弟以上に広がらないが、その範囲内では土地を保全しようとする力が働く。（これまでの「ルース」論が見逃してきたのは、親族関係のこうした側面である。）ただしタイの「本源的所有」はこのようなきわめて小さい、「ある種族団体ないしは共同団体の成員としての個人の一定の定在を前提とする」（マルクス）のであり、割替制共同体的ごとき村落的枠組にまで発展しなかった。

現在バンコク周辺の農村の土地は、都市部の余剰資金による土地投機の犠牲となりつつある。兄弟の一人が投機者に売ろうとした土地を兄弟の連帯でやめさせた、という話は聞くが、村外者に土地を売ることが規制する村の規範もサンクシヨンもない。共同体規制は驚くほど欠如している。土地保全を行なうとしたら、おそらく何らかの行政的措置が必要だろう。村落の自主性に期待するのは無理である（以上のデルタの）農村のデータは、北原編『タイ農村の構造と変動』勲章書房 一九八七、第二部一、二、五章）。

報告「タイの土地と村落を考ふる」にかんする討論要旨

北原氏は、まず村研の現在の共通課題である「土地と村落」に関する日本村落の枠組を、タイ村落に適用することの困難さを強調されている。そして、北原氏は、タイと日本の村落を捉える理論として、肥前栄一氏の類型（『ドイツとロシア』）を敷衍して設定される。すなわち、タイ村落は、成員無限定の「世帯原理」にたつアジア型共同体、日本の村落は、成員限定の非アジア的共同体として、それぞれ特徴づけがなされている。そして、そのような枠組からのタイの土地と村落をあきらかにされている。

そこで、討論内容をみれば、第1に、タイ村落の理論枠に関して議論が集中した。すなわち、それは世帯原理を一般的に考えれば、世帯を単位とした共同体であると見做されるという点と、アジア型共同体という場合、基本的に先学としてマルクスと大塚久雄のどちらを措定するかによる相違にかんする点についてコメントがなされた。それに対して、北原氏は、前者について、共同体のメンバーが結婚により世帯を形成したときに、すべて共同体のメンバーになりうるものであり、メンバーシップが無制限に許容されている状況を世帯原理とみなしていると説明した。後者について、北原氏は、基本的に、大塚史学の立場、つまり、大塚氏の原始共同体は私的所有が未発達なうえに上位共同体が成立するという立場であるという。そして、マルクスの原始共同体の典型は、北原氏がサブタイプとしてしめした、「共同体集団による土地の共同所有と定期的割替・分与」のタイプであるとみられるが、近年の研究によると、それが普遍的なものともみられるのではなく、「特定領域内の土地の自由な個

別占有」というタイプがアジア社会のなかに見られるという議論がなされているという。

第2に、北原氏の共同体の類型化が段階論をふまえたものであるかというコメントがなされた。それに対し、肥前氏による類型論は段階をふまえた類型ではなく、特定村落を考ふる場合にながそれを規定しているかを中心に設定した類型論であるが、北原氏は、タイ村落の実態を説明するために何が基準であるかを追究する立場をとり、段階論的のものを考えているという説明がなされた。

第3に、タイと日本の比較が困難であるという点だが、本報告のポイントなのであるが、一九〇年代の日本とタイを比較することによつたような意味があるのかという点をめぐって議論がなされた。つまり、それは、縦断的に同じ歴史的段階にある場合には比較の可能性が高いが、異なる段階が背後にある場合には、時系列の違いのなかでの比較を意味するのであり、そのような横断的比較がいかなる意味をもつかということである。それに対して、高橋明善氏が日本の農村社会学の問題意識（自然村概念）をジャワの村落に適用して成功しているが（『現代世界の地域社会』）、ジャワの場合には、タイとちがって共同体規制が強いという点で、日本の村落と比較が可能であろう。また、ジャワの農村にも焼畑時代の痕跡がみられる可能性があり、それに村落共同体的なものが重層しているのがジャワ農村とみられるのであり、その点ではタイ農村との比較も可能といえよう。しかし、焼畑を欠如させている日本の近世村落と、村落を単位とした土地保全の機能性をゆるさないバンコク周辺の中部農村とでは比較が不可能であろう。だが、タイ農村にも種々のタイプがあり、例えばチェンマイ周辺の農村では、親族単位も大きく、村落は形態

的にかたまっており、かつちりした共同体が維持されている可能性がよい。また、チャテップ氏の『タイ村落経済史』では、そのようなタイトな側面を強調しているものであり、それらの共同体と日本の村落とは比較が可能と思われるという回答がなされた。

以上が討論の要約であるが、そのなかで日本の村落とタイの村落との比較が可能かということが重要な問いかけであったとおもわれる。しかし、現実には、それらの比較は困難さを多くもつが、そのような比較にたいする認識は、現在の「村研」における「土地と村落」というテーマの活性化には是非必要であるといえよう。

(清水由文)

村落と土地

— 京都府城陽市の場合 —

高木 正 朗

近畿村落とはどのようなものか、という点に興味をもち、調査の機会をも与えられたということで、右の地域の土地とムラのあり方について印象をのべました。結論的にいえば、その歴史的位置も手伝って、かなり複合的かつ輻輳していて、多面・多角的にそれをとらえていく必要を痛感しています。

古代には二つの都城をむすぶ先進地、中世は國人一揆の中心地、近代は小作運動の盛んな地域として、歴史も古く「自治」的伝統文化が共有されてきた。しかし、一九六五年以降の都市（宅地・市街地）化が余りに急進して、地元民は生活を中心として、それに対応していくのにいとまがなかった、との印象が非常に強くもたれます。現在の農民は高齢者が多く、一部極少数の専業的農民を除いて、

営農意欲は低く土地基盤整備に消極的、野菜なども「十年に一回当たればいい」とし、出荷の共同もしないとのことです（市農政課での話し）。農振白地ないし市街化調整区域の農地の転用・転売への期待は潜在的にかなり強く、課税対策としての農業的土地利用により、土地「保全」がなされている。

地域住民組織としては自治会が結成されており、地元住民のムラは農家の集まりないし旧住民であるとの認識の中に確認され、各種の講やわずかに残存する氏神中心の宮座の中に、シンボリックに生きている。農地を含む集落の土地ないし領域は、混住化地区ではこれら農家群＝旧住民の視野に、一応は収められ一定の「保全」が行われているといえそうです。

農業用水は木津川の伏流水のくみ上げに切り替えられています。都市排水の処理が不十分になりつつあり、田圃に生活排水が流入する危険が高まっています。ムラによる土地の保全は、このような地域では非常困難なのですが、今後は地元第二世代に期待せざるを得ず、これからの動向を見守っていくことが大切と感じました。

高木報告に対する討論

報告の主旨は、混住化のなかで旧住民と新住民とが、どのように「ムラの原理」と「都市の原理」を対抗させながら、土地、村落、地域社会を編成しているのか、にあった。その場合、「ムラの原理」からなる農村、農民の歴史的展開のなかに、「都市の原理」が準備されてきたのではないか。商品農業、通勤兼業の戦前からの展開、土地の売買、さらには小作争議の経験、農民の信仰宗派などにその準備を探れないか、というものであった。

A会員は、京阪神の衛星都市において、都市の中にムラがある、といえる実態を示しながら、旧住民が、数のうえでは少数になりながら、町内会あるいは小学校区、あるいは市レベルの自治連合会のヘゲモニーを執ように確保しようとするのは、彼らの地元に対する「領域意識」が強く残存しているからではないか、という見解がだされた。B会員からは、たしかに「領域意識」にもとづく「ムラの原理」は根強く存在しているが、問題はさらに、「都市の原理」といったものとの関係がどのように形成されているかではないか。それらは、単に旧住民と新住民との対抗というかたちで外的に対立しているのか、それとも重層的に存在しているのか、あるいはなにかに媒介されながら移行的な展開をしているのか、という問題提起がなされた。

報告者は、ムラを基礎としながらその上にファンクショナルな諸関係が重層して農村を形成してきたといえる。そのファンクショナルな諸関係を「マチの原理」といってもいいかもしれない。それが、「都市の原理」との新たな直面のなかで、矛盾や新たな状況をもたらししているということなのではないか、との補足を行った。

B会員は、それをうけて、ムラと都市の原理を媒介すると思われる「マチの原理」あるいは「地域社会の原理」といったものを現実の混住社会のなかにどう掘り起こすかが重要な論点になる。その場合、報告者がコミュニティ政策や活動をとりあげたというのもそういう視点からのものと思われる。A会員は、京都の「町家」の原理と農村の「ムラの原理」を対比する場合、共同体と個の関係の仕方には同型性があるように思える。また、奥田モデルにおける「地域共同体」と「コミュニティ」は、実態をうまく捕らえ出してくれる

が、その概念的把握はまだ完了している訳ではない。今日の報告は、そのあたりのテーマと関連していると思う。

C会員は、東日本の農村と近畿の農村の違いということが、やはりあるのだなということを変更して考えさせられた。報告者が東日本の農村を知っているということが、今日の報告に秘められているインパクトであったのではないか。それとも関連して、村研のテーマの「土地と村落」という場合、「村落」という言葉では捕らえきれない現代的な地域社会のありようにもっと切り込まねばならないのではないか、と意見を出した。

その他、「都市化」ということをどのように捕らえるのか、城陽市の実態に即して具体的に討論が行われたが、紙幅の都合で省略させていただきます。

一九八六年

第三十六回 村研大会討論のあらまし

(その2)

吉沢 四郎

「土地と村落——村落の変貌と土地利用秩序」を共通課題とした第三回大会の討論の前半部分、西川、岩本両会員の報告に対する討論は、司会者団の一人だった東会員によって、整理され報告されている（「通信No.四号」）。

したがって今回は、北原会員を司会者としてすすめられた長谷川会員の報告に対する討論を整理して報告したい。

長谷川報告は、村落の変貌の道程を、「村落共同体」↓「村落競合体」↓「村落複合体」と定式化して提示し、それぞれの段階ごとに土地利用体系が変化することを明らかにしたユニークな報告であった。

この長谷川報告に対して3つの質問が出された。①つは長谷川報告のなかで論及された土地利用の公共性（公共性の範囲と主体）についてであり（高橋・池上両会員）、②は長谷川報告で提示された村落類型のなかの複合体について、また3つの村落類型の推移のメカニズムはどうか、というものであり（河村・池上両会員）、③は農村計画についてであった。

これらの質問に答える前に、討論者の一人安孫子会員から出されていた質問、「長谷川報告で用いられている家産概念は、私有財産と同じではないか、その家をして処分できないのが家産ではないかに対し、長谷川会員は、報告で用いた家産の概念は、M. Weberの家産概念と異なり、「しんしょう」（身上）という言葉の家産といえかえていることを明らかにした。長谷川報告では、「家産」という言葉は、「村落競合体」のなかで用いられている。共同体志向型の家族では、家の財産（田、畑）で生活を維持するという割合は少なく、こうした段階では、昔の慣行（妻問婚、隠居分家、末子相続）が残っている。この古い家から次の家族に移るときのメルクマーとして土地の私有制、家の財産をあげた。「村落競合体」では「しんしょう」をつくるのをめざして競合すると長谷川会員は説く。また討論者の一人、磯辺会員から出されていた質問「土地の私的所有を誰が統合するのか」に対しては、3つの質問への回答のなかで明らかにしたいと述べた。

① 土地利用の公共性について高橋会員は、土地利用の公共性といった場合、土地と農村という関係からみると、都市中心の資本主義的秩序の公共性なのか、農村中心の公共性なのか、公共性の主体は何か、と問い、池上会員は、土地利用の公共的規制というとき、公共性の範囲と主体が問われなければならないと指摘した。

長谷川会員は、土地は売買できる点では商品だが、単なる商品ではなく、有限でしかも人間存在の根底をなすものだから公共性があるとし、公共性の具体例としてドイツでは、草地を勝手に開墾して畑にすることはできず、景観を維持し、公害を防ぐという面で、土地の公共性が存在していることを挙げた。また私的企業のため「公共性」はありえないと述べた。

また公共性の主体について、長谷川会員は次のように述べた。公共性の主体は基本的には住民である。具体的には村落が登場してくるとくに稲作に関して水の管理に関連して、村落が土地管理の主体であった。転作の場合、あるいは農用地利用の再編成をおこなうとする場合、役場（地方自治体）は個別農家でなく、村落の区長、農家実行組合について相談することにもみられる。しかし最近この傾向が変わりつつあること、また稲作以外では村落が管理主体の機能を十分に果たしているとはいえない。

土地利用管理が土地利用計画、農村計画と結びついているところから、これらの計画主体を現代の農政で求めると、地方自治体の農政課、産業課、農協である。農協が地域農業計画の主体となった好例として静岡県三ヶ日町農協をあげることができる。農協は農家営農類型を設定し、5つの作物の生産を計画化しており、生態系の維持（地力維持）のため畜産農家と果樹農家を結合する「堆肥舎」を

設けたコンポスト・システムを導入している。これは一つの地域の生態系の維持、地力維持を目的として農協が核となって実施したものである。一定の広さをもった地域農業計画では、小さな村落ではどうしようもない。広域な地域農業計画は、農協、役場が結んで地域土地利用計画をつくる必要がある。

農村計画に関連して、重要なことは、「村落複合体」の現段階では、村落内に異質な住民が現れており、これら異質者をふくめて合意形成が必要であることで、異質の人を調和させながら一つの地域社会をつくりあげていくことが、これからの農村社会学の課題でもある。

以上のような長谷川会員の見解が述べられたあと、高橋会員から農村計画に関連して次のような意見が開陳された。

四全総では都市間ネットワークのなかで農村は都市の融合するとされているが、そうすると農振地域でも農業内部の土地利用だけで考えられない状況がでてくる。都市側からの公共性が主張される傾向がある。そういうなかでわれわれは農業をふくめて農村をどう考えるか。農村計画を考える場合、農業サイドだけでなく、また混住化という現状肯定だけでなく、四全総とは異なる農村像をもたなければならぬ。

高橋会員の指摘は、農業と自然は民族の伝統文化をつくり出す母胎であり、農業、農村の安定は社会の安定と民族自立の前提条件であると考えている多くの会員の共鳴をえていた。

② 3つの村落類型の推移のメカニズム、変動の条件を明らかにせよという池上会員の質問に長谷川会員は次のように述べた。

「村落共同体」から「村落競合体」への推移は、私的土地所有、

つまり家が財産を獲得して、その財産である土地による生活ができる体制への変化が特徴である。「村落競合体」から「村落複合体」への推移で特徴的なことは、等質性をもつ農家がせり合う形ではなく、農家が他との関連を失って、いわば連帯性を失って孤立した農家が出現してくることである。例えば兼業農家は工場とは直結するが、地域との関連がうすくなる。地域が同じだから結合するという地域性にもとづいたものでなく、機能的関連性がでてきたところに複合体の根拠がある。しかし、隣り同志は、大都市と同じようになって、農村ではどこかで共通点があり、地域の組織を発展させない一人一人が利益を失う。したがって自治機構としては、無関心な人々もヨコに連絡することが必要だ。複合体では、分業の原理というか、異質を一体化する原理が必要となる。

③ 農村計画に関連して河村会員は、長谷川報告では、農村計画の主体は農協、自治体というが、農業再編あるいは地域再編の計画というとき、どの機能を村落レベルで、どの機能を農協レベルで、どの機能を自治体でという、各レベルの機能分拍を明確にすることが重要でないか。地域計画がうまくいかいかいかないかは、最終的には受け皿として農家が納得するかどうかにかかっている。多くの場合、農家が納得しないとき補助金を上げることがみられる。農村計画ではどこまでが集落の機能であるかを明確にする必要があると主張した。

これに対し長谷川会員は、次のごとく述べた。小さな集落では計画できない。役場は計画図に書く能力をもっている。また村落レベルの計画は上部レベルの計画があつてはじめて有効だ。役場、農協、集落が協議会を設け、計画は住民にフィード・バックして計画化する

ることが重要だ。

農村計画の主体は、農政の現状では農協、自治体とする長谷川会員の見解に対して、再度河村会員は立って、農村計画がうまくいくかどうかは最終的には受け皿としての農家の論理が決め手になると指摘した。たとえば線引きは計画側とちがって、農家にとっては生きている内容の問題となる。それは土地をどう利用するか、何を生産するか、経営をどうするかの問題となる。したがって農村計画に際し、農家の側が農家集団として主体性をもって計画をもつことがある。要は、農村計画においてはこういう機能についてはどういう機関が担当するかを明確にすることが必要だと強調された。

長谷川会員が、農村計画化の過程で、農民にフィード・バックするというとき、河村会員の指摘したことを含意していると思うが、報告のとき、農村計画の主体を現代の農政では自治体、農協であると強調したことが、こうした議論を生んだものと思われる。しかし農業補助金をテコに上からの農業再編成がおこなわれてきた日本農業の風土では、農村計画に際して、河村会員の指摘を十分にふまえておくことがきわめて重要である。

討論の最後に、これまでの討論をふまえて司会者団の一人として吉沢が次のように総括した。

永田恵十郎氏の特別報告「過疎山村の明暗」のなかで、村落の解体の危機に直面している島根山村の農民が「先に死んだものは果報者だ」と言った言葉が紹介されたが、この言葉をわれわれはどう受けとめるべきだろうか。村落社会研究会は村落研究を言数年してきたが、われわれの研究が、その人たちのいたみにどれだけ答えてきたのだろうか。

ところで今回の共通課題の討論を終わって残された課題は、磯辺会員が指摘したように、土地の私的所有に近代化を超える社会的合理性をどう具体化するかにある。このことは永田会員の表現にしたがえば、「自然的個性に着目した地域資源利用を現代技術に立脚して確立すること」であるともいえる。

しかも国際的にはアメリカの米の自由化要求があり、国内的には日本農業、農村を支えてきたといわれる食管制が改編されようという今日状況、他方で東会員が指摘されたように、社会主義体制では国家的土地所有による農業の編成が成功していないという現実を視野に入れて、日本の農村土地利用秩序の確立がなされなければならない。まさに磯辺会員が指摘されたように、労働と所有の同一性という所有の本源的、本質的形態の現在のな再構築の可能性が追求されなければならない。

以上のような総括のあと、最後に高山会員が、土地利用秩序に関連して、東京にみられる高地価、地方で農村の土地過剰をつくり出している日本の私的土地所有の性格が、ヨーロッパで共同体との対抗のなかでつくられた市民的私的所有ともいえるべき私的土地利用の性格と異にしている点を、歴史的経過をふまえて認識することの重要性が指摘された。

村研東北地区研究会

日時 一九八七年7月4日(土) 2時～5時

場所 東北大学教育学部会議室 (川内)

報告者 東北大学農学部 大泉 一貫

テーマ 集団転作と集落—宮城県登米郡米山町—

司会 安孫子 麟

出席者 高山隆三、竹内利美、菅野 正

菱野俊作、田原音和、細谷 昂

東海林伸之助、阿部和枝、内田 司

中島信博、星山幸男、佐藤利明

高橋秀夫、佐藤直由、渋谷長生

寺田紀代美、松原晶子、清岡 修

仁昌寺克己、大泉一貫、安孫子麟

以上三十一名

集団転作と集落

—宮城県登米郡米山—

東北大学農学部 大泉 一貫

私は農業経営学を専攻しており、農家がもうかる手法を中心に考えている。昭和五二年秋から、ここで取り上げる米山町の農業調査を行っており、米山町については「単作地帯における自」完結型経営の存立構造」(井上完二編『現代稲作と地域農業』)、「集団的土地利用組織の形態と互助制度」(梶井功、高橋正郎編『集団的農用地利用』)を発表した。また農業総合研究所も「地域農業の構造と再編方向 宮城県米山町実態調査報告」を今年三月発表している。

宮城県単作地帯では、一九七〇年代には、機械化の進行によって「ゆい・手間替・手伝」などの労働力交換を排除し、中上層農家同士の相互扶助体制⇨共同体的労働力交換関係も崩壊した。中上層農家は他人の労働力に頼らないで、家族労働力だけで営なむ「家族による自」完結型経営」へと転換した。集落と農業生産とのかかわりを見ると、かつては集落に関して封建性の打破がいわれたが、兼業化の進行、他方における機械化の進展、自」完結型経営の成立によって集落の共同性が崩れた。しかし、水田利用再編事業、集団転作を契機として集落が復活してきたように思う。宮城県では、第一次減反は未達成であったが、五三年には一〇〇%生産調整に協力したが、それには集落規制が働いた。

その集落規制とは旧系のと異質の規制であり、新しい規制の仕

方で集落が復活した。その規制とはどのような内容のものか。米山町の集団転作を検討してそれを考えてみたい。

米山町は昭和四七年から基盤整備を開始しているが、集団土地利用は、転作と基盤整備を契機として形成された。米山町の中津山地区で始まった集団転作は基盤整備の前、後作という形で行われ、例えば前年秋麦播種——麦刈取——通年施行を行なうものである。町は集団転作を進めるために、耕作者には作業料金を支払い、集団転作地の土地所有者には米なみの所得一四万円を補償する互助制度を仕掛けた。この町が考えた互助制度は、町一円のシステムで一〇万円を補償し、基盤整備地区（中津山地区）で四万円を補償するといふ二本立てで、合計一四万円を土地所有者に補償するものであるが、この一四万円には算出の根拠はなく、実際には米所得以上の補償である。集団転作地以外の土地で転作の超過達成した人に対しては町一円のシステムで一〇万円が補償されるだけである。（この互助制度の仕組みについては前掲論文を参照されたい。）集団転作地は生産組合が作業を担当する。その生産組合は昭和五六年に八集団あった。生産組織の広がりを中心になったのが四戸の専業農家で作った追土地中央生産組合で、これは五二年一二月に発足した。

米山町の基盤整備は昭和六一年で完了することから、基盤整備完了後の集団転作と互助制度をどうするかが問題となる。そこで集落完結型の集団転作を町は仕掛けた。それが行なわれているのが平集落である。

平地区二九戸のうち二四戸が農地利用改善団体に入っている。平集落で団地転作の直接の契機になったのは圃場整備であるが、集落の主だった人達に、町、農協が話しかけて集落単位の団地転作を実

施するにいたった。平集落が属する短台地区の相互補償は、町の相互補償一〇万円に加えて、二万円を補償するものである。集団転作地は三戸の兼業農家の土地を中心として生産組織に利用権設定で預けられたものを団地化したのであり、それは、やはり「小作料」より高い補償が得られることが誘因であったが、それ以外に団地転作に参加しないと集落内で孤立する恐れがあるという不安感が働いている。

中津山地区の基盤整備にともなう集団転作、平集団の集落完結型の団地転作いずれも実勢小作料を上回る補償制度によって農地流動・集団化を呼びおこしているものであり、互助制度は、自らの転作割当を上回る転作田を提供する土地所有者に対する配慮として形成されたものであり、転作は避けて通れない。火の粉は皆でかぶりながら、その中で転作優良地創出とスケールメリットを目的とした水田の集団化のためにこの制度はつくられたものである。互助制度は、稲作農民全員への転作強制のもとで形成されたものであり、また、集落の論理ともいえる「不利益平等の原則」によって形成されたものである。特に転作未達成分にはペナルティが課せられるようになり、そして集団転作に加算金が支払われるようになると、転作が未達成であり、団地転作ができない場合、誰々のために、だめになり、もらえなくなったといわれたくない。ペナルティと加算金が集落規制とあってあらわれ、損をするなら平等に損をしてあれこれ言われぬようにするという気持が働く。従って団地転作は生産振興というよりは多少損をしても、あれこれいわれたくないという一守りである。ここに集落が再び機能してくる。しかし、その機能は、昭和四五年以前の生産に対する「ゆい・手間替」のような積極的機能を果

すものでない。また兼業化が進行する中で集落として集団栽培が行なわれたが、それも田植機によって、家族協業の自己完結型経営に変わり、さらに五〇年代前半から機械を中心とする共同作業が復活したのであるが、集落として生産的機能を果たすものではなく、外的な圧力への対応である。また農協自体が集団化の機能を果たしてはいない。農協や町の指導機関は集団的土地利用を形成するための話し合いのきっかけを作り、互助制度を仕掛けて集団転作を実現した。また生産組織を町・農協が組織し、転作用の新しい機械を農協が購入して生産組織に貸与した役割も無視しえない。(高山記・なお本稿は録音の不備により、高山のメモをもとにして記したものであり、誤りや意図が汲み取れなかった点は御寛容願いたい。)

討議

討議は、米山町における相互補償制度の成立条件をどのように見たらよいかという点から始まった。磯辺氏のいう、労働結合、機械結合、土地結合という序列で、集団転作(集団的土地利用)、互助制度を考えることができるのか、それとも、米過剰の下で食糧制度を維持するために、生産調整という施策をとった農政への対応ということを契機として成立したのか(高山)という点である。これに関して報告者大泉氏は次のように述べている。

「磯辺さんの八十年代土地結合という考え方については反対でして、最後の土地の問題に関していえば、米山町の互助制度を作つてまで集団化させたのは、今の制度自体が作りあげてきたものと思う。食糧制度の下で価格支持がなされ、生産調整によって優等地も減反させられる。限界地のみを作付制限するのではなく、価

格を下げて数量調整をするシステムを作れなかったために優等地まで転作をやらざるを得ない。優等地の補償をどうするのか互助制度の問題であって、この互助制度を用いて高額地代を実現しながら土地をいじることになる」米価が下がり、転作奨励金引き下げられるようになれば、「米山町でも受委託がある程度出てくると思う。米山町でも三俵半くらいまで下げようとしており、事実下がってきている。地価も下ってきている。しかし、現在借地拡大を阻害している要因は高地代にあるとはいえない。経営規模拡大を阻害しているのは土地分散であり、水管理の問題であって、地代が若干下がっても大幅に借地が拡大するかは疑問である。五年、五七年で最高三四ヶ所に分散して機械移動時間が長いので、借地を増やす位ならイチゴでもうけた方かよいし、また作業受託で、近隣の土地を請負った方がよいという。」

安孫子「集落の範囲内でお互いに利用権を設定し会って分散させないような展望はないか。」

大泉「それがむづかしい。土地の貸借は主に親戚関係、友人、信頼の出来る人に頼んでいる。町、農協が調整することが望ましい。所有管理は権力調整であって集落、農協、町役場がやった方がうまくいく。だから集落の役割は土地所有権に関する調整を積極的に行った方がいいし、今までの転作を見ている限りでは可能性がある。」

内田「昭和四五年に自己完結型の農民ができたが、そのときの村落の結合と、それ以降の農民自体が変化してきて、現在の村落の結合とはどのように異なるのか。自己完結型の農民は、小農として自立した農民というよりは、多くは非自立化、二種兼業化した農

民に変わってきている。農家解体が進んでいるとすれば、米山町の事例で集団転作が行われている集落ぐるみの農家結合は、かつての小農間の結合という形でとらえられなくなっている。そのような集落を、かつて解体したものが復活したといえるのか。また、四五年以前の集落と今の集落の生産機能がどうちがうのか。」

大泉「復活したといったのは、五二三年の水田利用再編成のとき、集落を再認識させられたことから言ったことである。確かに三〇年代の農家は農業の家計費充足率も高く農業は中心的産業であった。集落が何かするとき生産機能をもつのがあたりまえであった。しかし自己完結型になってくると逆に集落で何かしようというときに、生産に直接係わるようなことはしえなくなつて鳥合の衆にすぎなくなつた。たゞ集まるのは土地所有者という側面である。自己完結型経営の解体によつて集落は農業生産に対して後向きになり、農協の人からいわせれば農家は何をいつてもダメで、農家の人は弁当をもつて外に出ていけばいいのだということになる。それに対して機能集団は、少なくとも專業経営という目標があるので、おのずと農協、農業、集落への対応がちがつてくる。」

安孫子「生産面に関して家々が非常に分化してしまつてゐる。集落が果たしていた役割はもはや集落単位ではできないだろう。それを果たそうとすると專業志向の農家の機能集団という形になる。唯一の共同のきずなが多かれ少なかれ土地所有という側面で、全戸を包攝した集落が機能するのは土地という場面になるのではないか。」

大泉「そうです。その場合、私は集落を第一前提として議論していいないし、集落があたかも一つの意志を持つてゐるようになつて動く」と受

けとられると困るが、まず、機能集団の方から議論し、機能集団が何らかの形で経営基盤を拡大する。あるいは彼等を中心にまわりの人達に普及する。基盤整備をして、土地分散を修正するとか、專業農家と兼業農家の作業分担を機能集団を中心に調整する。集落組織は專業農家あるいは機能集団が活躍する場の基盤として機能するべきである。だからこゝで云つてゐる第一種の管理と第二種管理が分離してゐる。第一種管理というのは所有者の管理で、第二種管理は経営管理で、これがうまくオーバーラップすれば朝日農業賞の対象になるような集落となる。」

安孫子「機能集団を活動しうる集落というとき、他の人の土地を何らかの方式で、しかも生産コストを下げるような条件のよい形で集める受け皿となる。その場合、千葉の佐倉のように二戸の農家に全集落の経営権を委譲して地代を取する事例になる。かなりの農家が離農せざるを得ないという条件をむしろ集落がつくるという逆の方向の効果があらわれる可能性がある。」

大泉「卒直に言えば、やり方によってはそうなる可能性は十分にある。たゞ、平集落では土地を集める前に下層農家は離脱してゐる。参加の自由というのが集落の中にもあるので、全部に網をかけて同じ方向にもつていくのはやめた方がよい。網のかけかたを間違えれば、いわれたようなことになる。」

私の発想の出発点というのは兼業化がこれほど進展してしまつたという現実意識である。家族協業を個々の農家で組めなくなつてきている。高齢化も進んでいる。そこで宮城県としては賃貸借、利用権の設定ではなく、作業受委託を基本とした方がよいと私は云つてゐる。実際に、複合部門を入れた場合には、婦女子、高齢

労働力の活躍の場が出てくるので、機能集団はそれをとり込んだところがよい成績をあげている。」

細谷「今、土地所有、生産機能が問題になったが、もう一つ集落の機能として生活の問題をかなり重視している。どういふ職業をもった、どういふ人達の組み合わせで集落が成り立っているかという観点を一つ入れていただかないと胸に落ちない。例えば最近の農民の志向を考えてみると、兼業に出るか、米を作るか、豚を飼うかというのは、かなりその人の職業選択の問題になっている。一昔前は、兼業に出る、出稼をするというのは小さな農家のすることであつたとみられたが、今では勤めに出るのが恰好がよいというように変わってきた。そして最近では、勤めに出たけれども、好きになれない。人に使われるのはいやだと戻ってくる。村の中で職業選択が多様化してきた。米作りは比較的手がかゝらず、勤めの片手間ができる。そういう人達の存在が、生活の場として村を見る場合には重要ではないか。条件を整備して専業農家の高度の生産力をもった集団を育成した方がよいかどうかというよりも、多くの人がごちやごちややっているそれがムラではないか。今のような状況が意外に大事ではないか。」

大泉「確かに兼業しながら米作りをするという人が多いのは事実であり、農村安定層として存続することが農村のある意味で健康な状況であるという発想もよくわかる。私が問題としている機能集団というのは、四戸で一六〇七町歩を経営しているが、どんなに頑張っても二五〇六町歩だという。委託したい人も大勢いるが耕地分散のためやれないという事情がある。私は一種、二種兼業農家の稲作を否定しきれないと思う。機能集団で追土地地区の全耕

地をカバーしきれない。今後の方向としては集落は生産機能集団をまき込めるような新しい秩序を作っていくべきであろう。今ひとつの問題は村落の方からの発想で家は大切だという。

それを維持することで地域経済も健全に維持される。兼業農家の存続にハイコストであっても地域維持のために政策的にも問題となっている。これに対して積極的に答えていく必要があるのではないか。といっても、農村に兼業層を維持するのが健全なことだけではないような状況になっている。そこを構築する論理は何だということを悩んでいる。地域に定住することの意味を考えると、農業経済論では解けないのではないか。」

安孫子「司会として、思いつくまゝに云うなら、今日の研究会では、集落が、現在の農業政策の受け皿として利用されている中で、経済面から注目すれば、個別農家が機能集団になることの役割と意味である。それら機能集団の展開だけが可能性としてあるのではなくて、それを支え、その先頭に立つ集落の機能があるのではないか。今、その集落の中身が、集落が町の町内会的な様相を呈している中で集落がどういふ機能を果たしているかということである。おそらく、研究者自身が、農村のあるべき姿がどうかというイメージと重なり合って議論されないと結論が出ることはない。「村落の機能」が現在どう見られるのか、あるいはどういふふうにくるべきなのかという形で今後の研究を進めてゆきたい。

(高山 記)

会員動向

△新入会員▽

中澤 進之右 所属 明治大学大学院農学研究所
住所〒一六六 杉並区成田東一―五二―八―二〇三

△住所・所属変更▽

鷹田 和喜三 所属 釧路公立大学
住所〒〇八五 釧路市美原二―一三―四
山本 正和 所属 椋山女学園大学人間関係学部
住所〒四六五 名古屋市中東区高針台一―一〇七
エクセレント伸和四〇七
電話〇五二―七〇―一―七四八九

△住所変更▽

寺口 瑞生
住所〒六〇一 京都市南区上鳥羽北島町一〇〇―五
大門 正克
住所〒一九一 日野市大坂上四―一〇―一
日野大久保団地六―四〇―二
橋本 和孝
住所〒六〇三 福島市飯坂町平野字中原二―一六―六
電話〇二四五―四二―一―二九三

北村 寧 所属 福島大学経済学部

住所〒九六〇 福島市蓬萊町八五―三

電話〇二四五―四九―二八二六

△年報編集委員会よりお願い▽

年報第二十四集への自由応募をうけつけます。ご希望の方は大会の最終日までに題目を明記し、レジュメ(大会発表のものは不要)を添えて、文書をもって編集委員幹事(安原茂)または事務局(長谷川昭彦)まで御申出下さい。